

立川市子どもの権利条例（仮称）策定検討委員会 議事要旨

会議名	立川市子どもの権利条例（仮称）策定検討委員会（第1回）
日時	令和8年8月31日（月）18時30分～20時30分
出席	喜多明人、内田塔子、田野倉宏美、宮本尚登、石田芳朗、山中ゆう子、大橋暉弘、坂井鞠乃、木村未来（委員名簿記載順・敬称略） [事務局] 矢ノロ子ども家庭部長、安藤子ども政策課長、石井指導課統括指導主事、井田子ども政策係長、近藤子どもの権利条例（仮称）担当係長、高野
欠席	矢野優姫、俣本知紗（委員名簿記載順・敬称略）
配布資料	資料1 立川市子どもの権利条例（仮称）策定検討委員会委員名簿 資料2 立川市子どもの権利条例（仮称）策定検討委員会傍聴要領 資料3 子どもの権利に関する条約と条例に関する動向 資料4 条例策定の趣旨・背景 資料5 立川市の子どもをめぐる現状・取組 資料6 委員向け事前アンケートの集計結果 資料7 条例策定検討体制（案） 資料8 条例策定スケジュール及び策定の進め方・検討体制（案） 資料9 子どもの意見聴取について 参考資料 武蔵野市・狛江市子どもの権利条例前文
会議場所	子ども未来センター101 会議室

（議事に入る前に、事務局から本会議は公開する会議であること、議事録については要旨を市のホームページに公開すること、委員には議事録と合わせて議事要旨を委員会開催の後にご確認いただくことを説明）

1. 任命式

酒井市長に代わって近藤副市長より各委員へ辞令伝達。

2. 副市長挨拶

内容省略

3. 委員自己紹介・事務局紹介

内容省略

4. 委員長選出

推薦により、委員長に喜多 明人 委員を選出。

5. 副委員長選出

会長の指名により 副委員長に内田 塔子 委員を選出。

6. 会議について

（委員）

委員長と副委員長の委員会での関わり方、条例策定については、子どもたちの意見を十分に聴く取組が必要で

ある旨、委員会の議事進行は、内田副委員長が担う旨の説明。

<条例策定の趣旨と背景および立川の子どもをめぐる現状について>

(事務局)

資料3「子どもの権利に関する条約と条例に関する動向」について説明。

資料4「条例策定の趣旨・背景」について説明。

・立川市では、夢育で・たちかわ子ども21プランを、子ども・若者の育ちと子育て家庭を支援するための基本的な計画と位置付けている。

・第4次夢育で・たちかわ子ども21プランの中では、7つの施策目標の1つとして、子どもの権利を尊重することを掲げており、子どもの権利について広報、啓発、子どもの意見表明と参画の機会の創出などを進めてきた。

・条例検討では、相談・支援の既存の取組の役割や連携を丁寧に整理することが必要。

(委員)

・プランがある中で、条例を作る意義は3点ある。一つ目が「継続性」、二つ目が「総合性」、三つ目が「予算」である。「継続性」は、5年ごとに改訂されていくプランとは違って、条例は議会を通さないと改正されないものであることから、子ども政策に一貫性を持たせられること。「総合性」は、縦割り行政の中でプランも教育、子育て、福祉などそれぞれに存在するが、条例を作ることによって子どもの問題は、移管して総合的な施策として行っていくことができる。また、最後「予算」については、条例化することで、子どもを支えていく仕組みや制度、人材を整理し予算化も考えられやすくなるという面がある。

<委員向けアンケートの集計結果について>

(事務局)

資料6 委員向け事前アンケートの集計結果について説明。

・直前のアンケート依頼となったため、今後については時間的猶予を確保した上で資料確認の依頼等を行っていくことについて説明。

(委員)

・委員会の進め方については、お互いの呼称や、参加する際の服装、口の字は避けるなどの座席の座り方について、緊張しないで話ができるような工夫があると良い。

・意見を求める前に時間を確保することや、周りの人と話す時間を確保するなどの工夫も必要ではないか。

<資料確認>

(委員)

・学校へ行けない子も、行けるけれど何か相談したいことがあるなど、様々な人が居心地のいいと思える場所を増やせたら良い。

・子どもから意見を聴く際にはアンケートなどの取組もあるが、回答したことがどのように扱われて、誰に伝わって、どうなっていくのかが分からないので、適当な回答になってしまうことも多いと考える。きちんとした説明をした上で、声を拾っていく必要がある。

・子どもの意見を聴くことは、それなりの覚悟が必要である。子どもの本音を聴くことができるのか、聴くということによって本当にいいのかという視点は常に大切にしていかなければならない。

・立川市は通信制の高校が多いのが特徴である。不登校の子ども的人数も増加傾向になる中、学校へ行けてい

ない子どもたちの声にもどのように耳を傾けていくのかも大切なことである。

・こども基本法における「こども」に年齢の区切りがない中で、条例の対象年齢をどうするのかについても今後検討が必要になってくる。

・子どもを支える団体や取組は必要だが、お金がかかるという実態があるため、条例ができて、予算が確保できるような仕組みができるといい。

・子どもの権利救済につながる子どもオンブズパーソン制度は作りたい。

・子どもの居場所については、これまでの取組で充実させてきた経過があるが、さらに必要とされる居場所を充実できたら良い。

・子どもにとっての最善の利益は何かということは難しい課題である。どこからどのように、子どもにとっての最善の利益を考えたらいのかについては、条例の策定過程を通じて考えていきたい。

・子どもたちがイメージする地域とは何なのか、どんな地域が子どもにとってよき地域なのかについても、検討していきたい。

・子どもたちを支援する仕組みや制度はそろっていたとしても、肝心の子どもがどうしてほしいかという視点が抜けていることが多い。

・子どもの声をどう聴くのかについては、慎重に進めていく必要がある。特に、アンケートなどは大人の事情で実施するものであってはならないので、アンケートでとった内容をどう生かすのか、反映させるように修正したり、助言したりと労力が発生するものであるが、そこもしっかりと考えた上で行う必要がある。

・条例策定の過程で子どもの意見を聴くのであれば、聴いてどうするのが重要で、聴くことに全力にならないようにしなければならない。

・小学生に子どもの権利条約なり条例をどこまで理解させられるかは課題であるため、生活に直結させていくなどの工夫が必要である。

・形式的なアンケートをまくような取組だと本音のところは拾えないのではないか。策定検討委員会に参加している公募委員からも若者の視点で意見を聴けたら良い。

・アンケートするにしても、その他の意見聴取の取組を行うにしても、子どもたちに理解できるような形で意味のある進め方をしていく必要がある。

<条例の策定スケジュールと策定の進め方・検討体制について>

(事務局)

資料7 条例策定検討体制(案)について説明。

資料8 条例策定スケジュール及び策定の進め方・検討体制(案)について説明。

・条例の策定については、本委員会、作業部会と庁内検討会議で進めていくことの説明。

・策定検討委員会は、条例策定全体の方向性を確認して、重要な論点、骨子、素案と条例案としての整合性を確認していく。作業部会については、委員会に示された論点を具体化して、基本理念や目的、子どもの権利、市や学校の役割、制度の在り方、意見表明や参加の仕組みなど、条例に盛り込む内容を詳細に検討していく。庁内検討会議は、庁内の横断的な調整を行い、関係法令との整合確認、各部署の意見集約、議会の対応や市民意見の反映などを担う。

・作業部会については、夢育で・たちかわ子ども 21 プラン推進会議のほうと連携し、策定検討委員会とも連携しながら検討を進める体制を作っていきたい。そのため、作業部会のメンバーは推進会議から6名の有志を募ってい

る。

- ・作業部会の他に推進会議の子ども委員についても参加していただける仕組みづくりをしていきたい。
- ・第1回の策定検討委員会では、部会の委員の選出のみをしたい。第1回部会は全体会として、部会のグループ分けなどについては、委員にもお諮りしていく中で形にしていきたい。
- ・第2回の委員会は10月29日、第3回の委員会は11月17日に予定している。令和8年度は骨子案の策定まで進めるスケジュールとし、12月以降の委員会開催日については追ってご連絡させていただく。

(委員)

- ・作業部会は、策定検討委員会から6名、夢育てたちかわ子ども21プラン推進会議から6名であるため、2部会程作りたい。育て上げネットの大橋委員と、至誠学舎の石田委員、また、市民公募の4名の委員には部会の委員として携わっていただきたい。
- ・作業部会については、部会委員だけではなくてオブザーバーとして関心のある委員が議論に参加することも可能。喜多委員長と、内田副委員長はサポーターとして参加する予定である。
- ・作業部会の一つは、子どもの意見聴取に関する部会、もう一つは、制度設計を検討する部会としたい。子どもの意見聴取に関しては、ワークショップやヒアリング、アンケートなどの取組が考えられるが、実施先や仕組みなどを考えていく必要がある。制度設計については、子どもを支えている現場の意見や課題を聴き、支える側の制度について検討していく必要がある。
- ・近年、各自治体で制定されている子どもの権利に関する条例では、前文に子どもの声や意見を入れている例が多くある。意見聴取の中での子どもたちのリアルな声を、前文などに反映するなどの取組が考えられる。
- ・策定検討委員会の第2回から第4回までは、「いじめ(子どもに向けられた暴力の問題)」、「居場所」、「意見表明・参加」をテーマに実施したい。
- ・部会については、例えば、次回の委員会でテーマとなる内容について、事前に検討が進められたら良い。
- ・第2回の策定検討委員会のテーマを「いじめ」とするなら、部会では、スクールソーシャルワーカーへのヒアリングと合わせて、いじめ監察課へのヒアリングも行いたい。

<子どもの意見聴取について>

(事務局)

資料9 子どもの意見聴取について説明。

- ・条例の策定過程では、条例の主体となる子どもの意見を聴いて、条例に反映していくことが重要である。
- ・令和8年度には、ワークショップ、ヒアリング、アンケート等の取組を通じて、子どもの意見を効果的に聴取していくことが必要である。手法などについては、作業部会や策定検討委員会を中心に検討を進めていく。

(委員)

- ・子どもの意見聴取に関しては、聴いて終わりにしない、聴きっぱなしにしないというところにはこだわっていききたい。
- ・何のために聴くのか、なぜ聴くのかについては、まず聴く子どもたちに伝えなければならない。また、このように反映しました、このような理由で反映できませんでしたというようなフィードバックは必要になる。

<その他>

(委員)

- ・次回の策定検討委員会は10月29日に予定しているため、その前に第1回作業部会を開催できれば良い。

(事務局)

- ・次回の策定検討委員会の日程の確認。
 - ・フィールドワークや意見聴取の様子については、今度写真などでおさめ、広報活動に使う可能性がある旨の説明。またその際は委員に方法については検討いただくこととした。
- (委員)
- ・9月13日の「こどもとおとなのほしあい in 市議会議場」についての告知案内。

以上